

一般社団法人ぐるーん定款

平成27年7月1日 変更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ぐるーんとする。英語表記をGruunとする。

(目 的)

第2条 当法人は、広く企業、行政、一般市民、地域社会に働きかけ、主に乳児院や児童養護施設の子どもに対する支援を行うとともに、養子縁組制度や里親制度に関する普及啓発活動及び養子縁組や里親を希望する一般市民に対する教育事業を展開することで、子ども達が人の愛情に包まれながら成長し、家庭的環境を保障されながら暮らせる社会の実現を目指し、社会全体に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 乳児院や児童養護施設を支援する個人、団体に対する支援事業
2. 乳児院や児童養護施設を支援する個人、団体に対する養子縁組制度や里親制度の普及啓発及び養親や里親としての研修事業
3. 一般市民に対する、乳児院や児童養護施設の子どもへの理解向上のための情報発信、イベントの企画運営、出版事業等による普及啓発活動
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告による。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社 員)

第7条 当法人の事業に賛同し、各地に結成された団体の代表者を社員とする。なお、社員となるには、代表理事の承認を要する。

(社員の権利)

第8条 社員は、次のとおりの権利を有する。

1. 社員総会における議決権（但し、一人1議決権）
2. 社員総会の招集請求権
3. 社員総会の議題・議案提案権
4. 定款・社員名簿・社員総会議事録・理事決定書・会計帳簿等の閲覧請求権
5. 社員総会の検査役・業務執行の検査役の選任申立権
6. 理事の違法行為の差止請求権
7. 責任追及・設立無効・設立取消・社員総会決議取消・役員解任の訴えの各提訴権

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退社)

第10条 退社しようとする社員は、その理由を記載した退社届を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. 当法人の名誉を著しく毀損し、または信用を失わせる行為があったとき
2. この定款または総会決議に反するような行為があったとき
3. その他正当な事由があったとき

(資格の喪失)

第12条 前2条のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 当該社員が解散または死亡したとき
2. 総社員の同意があったとき

(権利の喪失及び義務の履行)

第13条 退社した者、除名された者または資格を喪失した者は、社員としての権利を失う。ただし、在会中の義務は履行しなければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(招集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の決定に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して臨時総会の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- ④ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任または解任
3. 理事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名または記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第23条 当法人の理事の員数は、1人以上とする。

- ② 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者または三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の資格)

第24条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第25条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第26条 当法人に代表理事1人、副理事3人以内、必要に応じて専務理事1人以内を置き、理事の過半数をもって選定する。なお、理事が1名しかいない場合は、その者が当然に代表理事となる。

- ② 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。
- ③ 副理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはその職務を代行し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- ④ 専務理事は、代表理事及び副理事を補佐し、会務の処理にあたる。

(理事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第28条 当法人の理事は、常勤する者を除き、無報酬とする。

- ② 常勤する理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(理事の解任)

第29条 当法人の理事としてふさわしくない行為があったものは、総会の議決を経て、これを解任することができる。ただし、弁明の機会を与えなければならない。

(顧問、相談役)

第30条 当法人に、顧問及び相談役をおくことができる。

- ② 顧問及び相談役は、理事の決定を経て、代表理事がこれを委嘱する。
- ③ 顧問及び相談役は、当法人の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年一期とする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については、承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

② 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第34条 当法人の定款変更は、社員総会の決議による。

(解散)

第35条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

② 当法人の解散の決議は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって決する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人または公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 附 則

(はじめの事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成26年12月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 38 条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時 理事 河本 美津子

設立時 理事 有尾 美香子

設立時 代表理事 有尾 美香子

(設立時の社員または名称及び住所)

第 39 条 当法人の設立時の社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

神奈川県大和市中央林間 4 丁目 7 番 3 号

有尾 美香子

岡山県岡山市北区島田本町 2 丁目 8 番 8 号

河本 美津子

上記は当法人の定款に相違ありません。

代表理事 河本 美津子